学校法人と学校法人会計基準について

学校法人とは、学校教育法および私立学校法に基づき、私立学校の設置を目的として設立された法人です。 企業が営利を目的として事業を行うのに対し、学校法人は教育研究活動を通じて社会に貢献し、その成果を社会に還元することを目的としています。

私立学校は、公教育を担う公共性の高い機関であることから、教育研究活動を安定的かつ継続的に行うために健全な財務基盤を維持することが重要です。

学校法人会計基準は、私立学校法を根拠として定められた会計基準です。学校法人の財政状態や収支状況を適正に表示するとともに、ステークホルダー(学生・生徒、保護者、卒業生、社会など)に対して財務情報を公表することを目的としています。

学校法人が作成する計算書類等

1 貸借対照表
2 事業活動収支計算書
3 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書
4 固定資産明細書
5 借入金明細書
6 基本金明細書
7 財産目録

計算書について

貸借対照表

貸借対照表は、年度末時点における財政状態を表す計算書です。資産の部、負債の部、純資産の部で構成されており、負債の部と純資産の部は資金の調達源泉を表し、資産の部は調達した資金をどのような形で保有しているかを表しています。貸借対照表は、資産の部の合計金額は、負債の部と純資産の部の合計金額と一致します。また、学校法人の資産は、原則として取得価額により計上することと定められています。

事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、当該会計年度における学校法人の事業活動収入と事業活動支出の内容及び収支状況を表す計算書です。

事業活動収支は、「教育活動」「教育活動外収支」「特別収支」の 3 つに区分されており、学校法人の経常的な活動と臨時的な活動それぞれの収支状況を表示しています。

事業活動収入には、学生生徒等納付金や補助金など学校法人の負債とならない収入が計上され、借入金のような負債(将来返済義務が生じる)となる収入は含まれません。

事業活動支出には、人件費や教育研究経費、管理経費などの支出のほか、資金支出をともなわない減価償却額や退職給与引当金繰入額なども計上されます。

また、学校法人では、教育研究活動に必要な資産を継続的に維持するため、基本金制度が設けられています。事業活動収入から事業活動支出を差し引いた「基本金組入前当年度収支差額」、さらに基本金組入額を控除した「当年度収支差額」は、学校法人の単年度の収支状況を表しています。

資金収支計算書

資金収支計算書は、学校法人が当該会計年度に行った諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金(現金及びいつでも引出すことのできる預貯金)のてん末を表す計算書です。